発議第５号

**熊本地震被害者の住宅再建に関する意見書**

　2016年４月14日と16日に熊本地震が発生し一年が経過しました。

地震で被害にあった住宅は、全壊約8,600棟、半壊約34,000棟、一部損壊約147,000棟、合計19万棟に及びます。

　被災者は現在仮設住宅や、借り上げ仮設、あるいは雨漏りの修理もできない自宅で生活しています。

　被災者の意見を聞いてみると、住宅再建が一番多い回答となっています。

　しかし、再建するにもお金がなく、被災者だけの努力では限界もあり、再建はなかなか進んでいないのが現状です。

　そこで災害支援法第３条の規定にある全壊300万円、半壊57万円を増額させ、一部損壊についても新たに補助を設けるなど新たな制度を設けてください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成２９年　６月１６日

衆議院議長　　大島理森　　様

内閣総理大臣　安倍晋三　　様

国土交通大臣　石井敬一　　様

熊本県　小国町議会

議　長　渡邉　誠次